

工事基準点算出表【要綱第4条第1号関係】

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
新生活様式	1-1	宅配ボックス又はモニター付きインターホンを設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	1-2	住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-3	タッチレス水栓器具設置を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	1-4	通風式玄関ドアに取り換える工事又は換気用の開口部を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-5	自動開閉式便座に取り換える工事	8点/箇所	箇所	点
	1-6	テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事又は既存の居室をワークスペースに完了する工事	10点/箇所	箇所	点

別表第2

減災・部分補強	2-1	住宅の既存部分にある壁(幅90cm以上のものに限る)を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-2	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-4	主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-5	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所	箇所	点
	2-6	柱、梁、又は筋かいの接合金物を増設する工事	5点/箇所	箇所	点

注) この表は、耐震改修工事と併せて施工するリフォーム等工事には適用しない。

別表第3

寒さ対策・断熱化	3-1	やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	工事	点
	3-2	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	3-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点
	3-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m ²	m ²	点
	3-5	浴室、脱衣所、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点

別表第4

バ	4-1	住宅内の廊下又は出入り口の幅を拡張する工事	10点/m ²	m ²	点
	4-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	4-3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)浴室の床面積を増加させる工事 (2)浴室のまたぎ高さを低くする工事 (3)固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入り口を容易にする設備を設置する工事 (4)身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	10点/m ²	m ²	点
			10点/箇所	箇所	点
			2点/箇所	箇所	点
			3点/箇所	箇所	点
	4-4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)便所の床面積を増加させる工事 (2)便器を座便式のものに取り替える工事 (3)座便式の便器の座高を高くする工事	10点/m ²	m ²	点
			10点/箇所	箇所	点
			10点/箇所	箇所	点
	4-5	居室、便所、浴室、脱衣所、若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 (1)長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの (2)長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/m ²	m ²	点
2点/箇所			箇所	点	

リア フリ	4-6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む) (1)勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの (2) (1)以外の部分の段差を解消するもの	10 点/m ² 5 点/m ² 又は 2 点/箇所	m ² m ² 箇所	点 点 点
	4-7	住宅の出入口の戸を改良する工事であつて、次のいずれかに該当するもの (1)開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2)開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3)戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの ロ 戸を吊戸方式に変更するもの ハ イ及びロ以外のもの	5 箇所/点 1 箇所/点 10 箇所/点 5 箇所/点 2 箇所/点	箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	点 点 点 点 点
	4-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1 点/m ²	m ²	点
	4-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点

別表第5

克 雪 化	5-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であつて、次のいずれかに該当する (1) 雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事 (2) 雪止めを設置又は取り替える工事 雪止め施工延長(累計)5m未満 " 延長(累計)5m以上 (3) 固定式ハシゴを設置又は取り替える工事	2.5 点/箇所 5 点 10 点 5 点/階	箇所 箇所	点 点 点 点
	5-2	住宅の屋根雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事 (1) 屋根の勾配を大きくする工事 (2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 (3) 屋根に雪割板を設置する工事	10 点/箇所 10 点/箇所 10 点/箇所	箇所 箇所 箇所	点 点 点
	5-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点

別表第6

県 産 材	6-1	住宅に県産木材の認証合板又は県産木材(「やまがた県産材集成材」を含む)を使用した工事	2.5 点/0.1m ³	m ³	点
-------------	-----	--	-------------------------	----------------	---

合計	点
----	---